

性的マイノリティについて理解する～あなたが相談されたらどうしますか？～

平成 27 年 1 月発行（平成 31 年 4 月第 3 刷）の「性的マイノリティについて理解する」は、性的マイノリティについての基本的な知識を身に付けることを中心に作成しています。本リーフレットは、教職員が実際に児童生徒から相談された際の対応に視点をおいて作成しました。2つのリーフレットをセットでご活用ください。

① より適切な表現を～「多様な性自認・性的指向の児童生徒」と表記する理由～

一人ひとりの人間がもっている性は、生まれもった性である**体の性 (Sex)**、自分の性をどのように自認しているかという**性自認 (Gender Identity)**、性的関心がどのような性別に向いているかという**性的指向 (Sexual Orientation)**、服装や行動など外部に向けて表現する**性表現 (Gender Expression)** など多様な要素から成り立っています。世の中には、生まれもった体の性と性自認が一致しない性別違和を感じている人がいます。性的指向もすべての人が異性愛とは限りません。社会的には少数派のそういった人々については、「LGBT (レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー)」や「セクシュアル・マイノリティ (性的少数者)」という言葉が用いられています。また、**Sexual Orientation (性的指向) と Gender Identity (性自認)** の頭文字をとった略語の「**SOGI (ソジ・ソギ)**」という全ての性自認・性的指向について包括する表現も用いられるようになってきました。本リーフレットでは、学校において性の多様性を理解し、その多様性を尊重し、誰もが自分らしくいることを大切にしたいと考え、「**多様な性自認・性的指向の児童生徒**」と表記することとしました。

性的指向において同性愛は病気ではないこと、性自認や性的指向は、本人が決めたり選んだり変えたりできるものではないことを理解した上で、**その人のありのままを尊重することが大切であり、守られるべき人権の一つとして捉え、人権教育としての取組を進めることが重要です。**

② 気付かないで傷つけている ～多様な性自認・性的指向の人々の実際～

外見ではわかりにくいいため、多様な性自認・性的指向の人々に出会っていても気付かないことが多くあります。電通ダイバーシティ・ラボによるLGBT調査2018（調査内容は、レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダーに限定しない多様な性自認・性的指向の人々に関する調査）によると、出現率は8.9%であることから、1クラスに3～4人の多様な性自認・性的指向の児童生徒が在籍していることとなります。何気なく使ってしまった言葉によって、そうした児童生徒の心を傷つけてしまうことがあります。

性の多様性を表現する言葉はたくさんあります。その中にはこれまでの歴史のなかでネガティブな場面で使用されてきた言葉もあるので、その言葉で傷つく児童生徒がいることにも配慮してください。

「ホモ」「オカマ」「レズ」「おねえ」もその一例で、侮蔑的な言葉です。「ホモセクシュアル (同性愛者)」や「レズビアン (女性同性愛者)」と省略しなければ侮蔑語にはなりません。（※「SHIP」発行 Presence LETTER 2015 参考）

また、異性愛を前提とした発言によっても、多様な性自認・性的指向の児童生徒が傷ついています。多様な性自認・性的指向の児童生徒が、自殺念慮の割合が高いことも指摘されており、次の①～⑤のような精神的・肉体的な苦痛を感じさせない、安全で安心な学校づくりが必要です。

①差別的な言動や嘲笑、②いじめ、無視、暴力、③望まない性別での生活の強要、④不当な入学拒否や転校強制、⑤多様な性自認・性的指向について本人の許可なく公表すること（アウトティング）（※①～⑤は、SOGI ハラスメントの種類とされています）

③ 「カミングアウト」されたら、そのことを大切に！～信頼に応えるために～

■ 「カミングアウト」 ■

性自認や性的指向など自分自身のセクシュアリティを誰かに打ち明けること。多様な性自認・性的指向の児童生徒のカミングアウトする割合は高くなく、友人などに比べて保護者や教職員へのカミングアウトはさらに低い状況にあります。

■ 「アウティング」 ■

本人の了解を得ずに公にしていけない性自認や性的指向等の秘密を話してしまうこと。プライバシーを侵害する行為であり、アウティングされた被害者が生命を失う可能性もあります。相談や対策のためであっても、多様な性自認・性的指向の児童生徒を厳しい状況に立たせる危険性があります。

不安でいっぱい

「カミングアウト」前の児童生徒の気持ちは？

- ・信頼して打ち明けたのに裏切られたら…
- ・拒絶されたらどうしよう…
- ・おかしいと思われたらどうしよう…
- 等

カミングアウトされたなら

先ず「傾聴」～「共感」と「受容」が大事～

- ・最後まで、ゆっくりと話を聞く。そして、信頼し打ち明けてくれたことに「ありがとう」と伝える。
- ・困っていることやしてほしいことを丁寧に聞き、一緒に考えていこうとする（すべてのニーズに応えられるわけではないことを了解してもらうことも必要）。

- ・すでに誰に話しているかを本人に確認する。特に、教職員間の共有が必要と思われる場合も、誰に話してよいかを確認し、了解を得ることが必要。「強制」や「誘導」はしない。

◆NGな発言や行動◆ アウティングは絶対にしてはいけない。保護者に対しても本人の気持ちを尊重しなければいけません。

- ・セクシュアリティを決めつける。
「あなたの思い過ごしだ」
「きっとトランスジェンダーだね」 など
- ・話も聞かず、養護教諭や相談機関につなげようとする。
- ・他の人へのカミングアウトを強要する。
- ・不安をあおるようなことを言う。

児童生徒の不安の解消に向けて

- ・多様な性自認・性的指向の児童生徒は様々な不安を抱えていることが多い。
 - ・相談機関の他、多様な性自認・性的指向の人々と交流できる場や電話相談、書籍などの適切な情報を児童生徒の状況に応じて提供することが大切である。
- ※孤独感から仲間を求めてネットにアクセスし、そこで知り合った大人から性的な関係を求められたり、自分の体への不安からネットに情報を求め、自己判断でホルモン剤等を入手し服用したりするなどのトラブルが多くなっている（※「SHIP」発行 Presence LETTER 2019 参考）。教職員がこうした状況を把握した場合、止めるように伝えるとともに、⑤にある支援団体・相談事業等の活用を図るよう伝える。

◆カミングアウトの誘導に注意◆

- ・児童生徒の外見や行動等から判断し、多様な性自認・性的指向の児童生徒と話をし、カミングアウトの誘導のようになってしまう事例があります。その教職員としては児童生徒のために良かれと思って相談に乗っているのですが、その児童生徒はとても傷ついてしまいます。

◆家族への支援◆

- ・自分の子どもが多様な性自認・性的指向ではないかと相談された場合、丁寧に傾聴してください。もし、すでに児童生徒から教職員にカミングアウトされていたとしても、本人の了解のない中で、「実は…」といった本人の性自認や性的指向を伝えることはできません。
- ・児童生徒からカミングアウトされたら、教職員は「まず、保護者に相談しなければ」と思うかもしれませんが、多様な性自認・性的指向の児童生徒にとってカミングアウトが難しいと感じる相手が「家族」の場合もあります。子どもが自分自身の生活を守るようにするため、家族にいつ、どのようなタイミングで話すのかは自分自身で考え決定できるようにする必要があります。
- ・保護者に伝える必要のある児童生徒の気になる状況（出席日数が少ない、深夜に外出している、自殺念慮があるなど）がある場合、その状況について保護者に伝えてください。その状況と本人の性自認や性的指向を分けて考えるようにしましょう。
- ・すべての保護者に対して多様な性についての基礎知識を伝えることは大切です。特に、多様な性自認・性的指向の児童生徒の保護者には、保護者の育て方等に問題があったわけではないことを伝え、多様な性自認・性的指向の人々に関連する書籍や相談先、交流の場などの情報を紹介し、その家族が抱え込まずにすむような支援を心がけてください。

◆カミングアウト後に起こりうる問題（アウトティング等）と対策◆

- ・周囲の児童生徒が多様な性自認・性的指向についての理解が少ない中でカミングアウトをした場合誤解や偏見から、告白した内容をネットに上げたり、告白した児童生徒をいじめたりする可能性もあり、本人が精神的にショックを受けることも心配されます。告白した児童生徒や周囲の児童生徒の様子を丁寧に観察してください。告白した児童生徒が落ち込んだり、周囲の児童生徒との交流がない様子が見られたりした場合、本人の話を丁寧に聞き、その内容に応じて精神的なケアや保護等の対策を講ずることも必要です。また、周囲の児童生徒がカミングアウトを受けたことでショックを受けることもあります。学校だけで解決できそうもない場合、⑤にある支援団体等と連携することも考えられます。児童生徒が違いを認め合うことや互いを大切にすること、そのためにどのようなルールを作ったらよいかを話し合えるよう、教職員は学級の雰囲気づくりに努めてください。
- ・児童生徒同士のカミングアウトの場合
多様な性自認・性的指向の児童生徒が、カミングアウトする相手の多くは同世代の友人です。児童生徒誰もが正確な知識を持ち、多様な性自認・性的指向も多様性の一つとして肯定的に受け入れられるように、日頃から教職員は児童生徒に話をしておくことも大切です。カミングアウトや同性愛の告白をされた児童生徒がその告白を受け入れられずに混乱したり精神的な負担が生じたりすることもあるので、適切なフォローや支援が大切です。相談できる体制を整え、告白された児童生徒の気持ちを丁寧に受け止め、その児童生徒が一人で抱え込まないようにするとともに、他の人に広めないようにアドバイスをしてください。

◆多様な性自認・性的指向の児童生徒が働くことについて◆

- ・多様な性自認・性的指向の児童生徒は、身近に自分と同じセクシュアリティの大人がいることが少ないため、将来像も見えにくく、将来についての不安も多くあります。自分の思いとは別に、受け入れられやすい場所や職種などを選ぶ場合もあります。また、情報が少ないため、自分が働くイメージを持つことができない人もいます。
- ・近年、多様な性についての理解が進んでいる企業や職場もありますが、そうでない場合もあります。多様な性に対するハラスメントとして「SOGI ハラ」という言葉も生まれています。
- ・多様な性自認・性的指向の児童生徒に対し、多様な性自認・性的指向の大人たちの経験などを伝え、参考にすることも必要なことです。また、就職する際、性自認や性的指向による差別をしないことを公表している企業などの情報を伝えることも参考になります。

④ 多様な性自認・性的指向の児童生徒が安心して過ごせる学校づくりに向けて

- 「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」（平成 28 年 4 月文部科学省）を参考にする。
[http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/04/1369211.htm]
- ・ 学校生活の各場面での支援の事例
 - 服装：自認する性別の制服・衣服や、体操着の着用を認める
 - 髪型：基準より長い髪型を一定の範囲で認める（戸籍上男性）
 - 更衣室：保健室・多目的トイレ等の利用を認める
 - トイレ：職員トイレ・多目的トイレ等の利用を認める
 - 呼称：校内文書（通知表も含む）を児童生徒が希望する呼称で記す
自認する性別として名簿上扱うなどの事例が記載されている。あくまでも事例であり、ケースによって必要可能な支援は異なることに気を付けてほしいとの声もある。
- ・ 学級・ホームルームにおいて
 - 「いかなる理由でもいじめや差別を許さない適切な生徒指導・人権教育等を推進することが悩みや不安を抱える児童生徒に対する支援の土台となること。」と記されている。
- 教職員が多様な性自認・性的指向について認識を深め、理解し、偏見のないメッセージを児童生徒に伝える。
 - ・ 「様々な違い」も「個性」と考え、認め合うことを積極的に発信する。
 - ・ 教職員は多様な性自認・性的指向の児童生徒がいることを前提に、言動に気を配る。
 - ・ 多様な性自認・性的指向をからかう発言や差別、いじめは決して許されないことを児童生徒に伝える。など

⑤ 多様な性自認・性的指向について学ぶ～児童生徒の支援のために～

□ 支援団体・相談事業等

（問合せ先等の詳細は「性的マイノリティについて理解する」（第3刷）参照）

- ★ 認定特定非営利活動法人 SHIP（SHIP にじいろキャビン） [<http://www2.ship-web.com/>]
多様な性自認・性的指向の人たちへの情報提供や、同じ仲間同士の出会いの場の提供を行っています。また、電話相談や対面相談、HIV・性感染症検査、講演活動なども行っています。
- ★ 性的マイノリティ派遣型個別専門相談 かながわ S O G I 派遣相談 [045-210-3637]
臨床心理士など専門相談員を相談者のもとに派遣し、性自認と性的指向に関する相談を受けています。
- ★ 認定特定非営利活動法人 Re Bit [<https://rebitlgbt.org/>]
教育現場や行政における出張授業や研修、行政機関と連携しての教材作成、イベントの実施、10～20代の多様な性自認・性的指向の人々のキャリア支援及び企業や自立就労支援機関に向けた研修の実施等を行っています。

□ 学習教材・視聴覚教材等「性的マイノリティについて理解する」（第3刷）参照

（神奈川県域公立学校教職員保存版）



神奈川県 教育委員会教育局行政部行政課人権教育グループ

横浜市中区日本大通 33 〒231-8509 電話 (045) 210-8087 (直通)

令和元年 11 月 発行